

(仮称) 福知山市個人情報保護法施行条例骨子(案)に関するパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの概要

募集期間

令和4年9月29日(木)～令和4年10月28日(金)

募集結果

2件(意見提出 2名)

寄せられた意見(主旨)	市の考え方(要旨)
<p>開示請求に係る手数料が無料とします、とあるが、国では開示請求1件当たり300円としている。法が改正され、条例ではなく、改正法に従うこととなり、とあるため、今回の改正を機に手数料を徴収しても良いのではないか。</p>	<p>骨子案にお示しのとおり、地方公共団体の手数料については、条例で定めることとされています。本市では、手数料を徴収することが、市民の皆様の個人情報の開示請求の妨げにならないよう、従前の条例にならい、手数料は無料及び写しの交付等にかかる費用は実費負担とする方向で考えております。</p>
<p>開示決定等の期限について、改正法では開示請求があった日から30日以内とあるが、骨子案では15日以内とされている。昨今、職員の残業や人件費が増加し市の財政を圧迫しているのではないか。職員の負担軽減、業務の見直しの観点から改正法に合わせてみてはどうか。また、期限の特例についても、60日以内から45日以内と短縮されているが、問題ないのか。</p>	<p>決定期限を延長する事で、これまで、現行条例にならい開示決定を行ってきた行政サービスの低下を危惧しており、従前どおりの期限での運用を考えております。また、期限内での開示決定が難しい場合、30日以内の期限を延長する等、柔軟な運用をしていくよう考えています。また、御指摘の期限の特例については、国のガイドライン等にならい決定期限と延長期限を含めた日数とされています。それぞれ上限が30日以内とされており、骨子案にある開示決定期限15日と国のガイドラインによる延長期限の上限30日を加えた45日以内にそのすべてが開示決定に至らない場合は、期限の特例を活用することとなります。その場合、実施機関が決定可能な任意の期間までに開示決定を行うこととされています。懸念されている残業や人件費の増加につきましては、毎年、事業の業務評価による業務の見直し等により、事務の効率化を図っているところでございます。</p>